

平成 30 年新潟県交通安全対策基本方針

新 潟 県

第 1 趣 旨

人命尊重を基本理念に、人優先の交通安全思想を普及し、安全で円滑・快適な交通社会の実現を目指すため、平成 30 年の交通事故防止目標とこの目標達成に向けた交通安全対策の重点等について、基本方針を定めるものとする。

第 2 交通事故防止目標

平成 29 年における交通事故は、発生件数・死者数・負傷者数の全てが前年より減少し、中でも平成 24 年以降横ばい状態が続いていた死者数は 85 人となり、昨年は 74 人以下とする抑止目標の達成はならなかったものの、昭和 28 年以来、64 年ぶりに 90 人を下回ることができた。

しかし、高齢者の死者数が平成 16 年以降連続して過半数を占め、高齢者の歩行中や自転車乗用中の死亡事故のほか、車両単独の事故による死者が前年より増加したこと、チャイルドシート使用率や後部座席のシートベルト着用率が低いこと、飲酒運転による死亡事故が依然として発生していることを踏まえ、一層効果的な交通安全対策を推進し、交通事故全体の減少を図ることとする。

なお、本県は、国の目標設定に従い、平成 22 年における本県の死者数 126 人を平成 30 年までに半減させ、63 人以下を目指すとしていたが、国が第 10 次交通安全基本計画で達成時期を平成 32 年まで順延したことから、その考え方に準拠し、第 10 次新潟県交通安全計画において、本県の目標達成時期を平成 32 年まで順延した。この第 10 次計画の目標達成を目指すため、平成 30 年の死者数は 70 人以下を目標とする。

第 3 交通安全対策の重点

平成 29 年中における交通事故の発生実態を踏まえ、交通事故防止目標の達成に向けて、次の重点対策を強力に推進し、交通事故の防止を図ることとする。

1 高齢者の交通事故防止

交通事故死者数に占める高齢者の割合は 67.1%であり、14 年連続で過半数を占めている。また、高齢者の加害事故による死者数の割合は 31.8%に達し、高齢運転者の事故防止が全国的にも大きな課題となっている。

こうした現状を踏まえ、高齢者を取り巻く道路交通環境の整備、運転者に対する高齢者保護意識の醸成、夜光反射材の活用をより一層推進する。

また、運転能力低下への対応を始めたとした高齢運転者の交通事故防止対策に取り組む。

さらに、「いきいきクラブ・チャレンジ 100」や「高齢者交通安全講習会」等の参加・体験型の啓発活動を通じて、交通ルールの遵守と交通マナーの実践により高齢者自身の交通安全意識の高揚を図る等、交通安全教育を一層推進し、高齢者の交通事故防止を図る。

2 飲酒運転の根絶

依然として発生している飲酒運転や飲酒運転による事故の根絶に向けて、飲酒運転は単なる交通違反ではなく、自動車を使用した悪質な犯罪であり、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という積極的な広報・啓発活動を展開することにより、運転者に飲酒運転の危険性・責任の重大性を認識させるとともに、家庭・地域・職場等において飲酒運転根絶意識の醸成を図る。

3 歩行者及び自転車の安全確保

高齢者、子どもや高校生に多く発生している歩行中や自転車乗用中の交通事故の根絶に向けて、家庭、学校、地域等と連携し、指導・広報・啓発活動を一層推進する。

また、交通ルールの遵守、交通マナーの向上及び事故を未然に防ぐ交通行動など、交通安全意識の高揚を図る。

併せて、自転車利用者に対する正しい通行方法の周知と運転者に対して安全速度の励行及び身体障害者や高齢者等が通行(歩行)している際の保護意識の醸成を図る。

なお、自転車は歩行者との衝突では加害者となり得る側面があり、交通に参加する者としての十分な自覚と責任が求められるので、そうした意識の啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等の制度の周知を図る。

4 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

自動車乗車中における交通事故死者のシートベルト着用者の割合が依然として低いことや、一般道での後部座席におけるシートベルトの着用率が49.7%、チャイルドシートの使用率が52.3%といずれも低調であることから、指導・広報・啓発活動をより積極的に展開するとともに、交通安全教育を一層推進し、全座席でのシートベルトとチャイルドシート着用の徹底を図る。

第4 交通安全対策の推進方法

県、市町村及び交通安全関係機関・団体は、相互の連携を密にして、推進体制の確立を図るとともに、交通安全対策の推進に当たっては、計画段階から広く県民の声を反映させ、それぞれの地域特性に応じた広報・啓発や参加型の交通安全教育、街頭指導及び道路交通環境の整備等、効果的な交通安全対策を推進する。

第5 交通安全運動の実施

各季の交通安全運動の実施に当たっては、各機関・団体の実態に即した実施要領を定め、効果的な交通安全運動を展開する。

1 全国運動

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 春の全国交通安全運動 | 4月6日(金)～4月15日(日) |
| 交通事故死ゼロを目指す日 | 4月10日(火) |
| (2) 秋の全国交通安全運動 | 9月21日(金)～9月30日(日) |
| 交通事故死ゼロを目指す日 | 9月30日(日) |

2 県の運動

- | | |
|--|----------------------|
| (1) シートベルト・チャイルドシート着用強調月間
(カチッとベルトパーフェクト運動) | 3月1日(木)～3月31日(土) |
| (2) 夏の交通事故防止運動 | 7月22日(日)～7月31日(火) |
| (3) 高齢者交通事故防止運動 | 10月1日(月)～10月31日(水) |
| (4) 冬の交通事故防止運動 | 12月11日(火)～12月20日(木) |
| (5) 交通死亡事故多発警報 | 発令の日から10日間(詳細は別に定める) |

3 その他

- | | |
|--------------------------------------|---|
| (1) 安全運転・チャレンジ100 | 9月23日(日)～12月31日(月) |
| (2) いきいきクラブ・チャレンジ100 | 9月23日(日)～12月31日(月) |
| (3) 県民交通安全フェア ～交通安全県宣言記念行事～ | 7月19日(木) 新潟テルサ |
| (4) 交通安全家庭の日「家族で話そう、みんなの交通事故防止」毎月10日 | ・歩行者の安全確認
・自転車のルール遵守
・自動車の「不注意」防止 |
| (5) 自転車安全月間 | 5月1日(火)～5月31日(木) |